

「大井川流域周辺地域を消費面から応援するファンづくり事業」の 広報記事掲載に係る募集要項

静岡県中部地域局

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う観光客等の減少により、土産品等地域産品の売上は低迷している状況にあります。

当局では、新型コロナウイルス感染症による自粛の影響を受けている地域事業者を支援するため、事業者が大井川流域の物産を扱う通販サイトに出品する際に、地域産品の広報記事を作成し、販売チャンネルの多様化に取り組みます。

当事業の実施にあたり、通販サイトに掲載する広報記事の製作等を希望する事業者を本募集要項のとおり募集します。

1 事業概要

「大井川流域周辺地域を消費面から応援するファンづくり事業概要」のとおり。

2 応募できる事業者の条件

以下の全ての要件を満たしている事業者とします。

- (1) 大井川流域の物産を扱う通販サイトに地域産品を出品すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、販売額の減少など影響をうけていること。
- (3) 大井川流域地域（静岡市（葵区井川）、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）で製造または販売を行っていること。
- (4) 継続的に生産を行っており、注文に対応できる体制が整っていること。
- (5) インターネット環境を備え、消費者等に対してメール等に対応できること。
- (6) 暴力団排除条例で定義される暴力団関係者と一切の関係を有しないこと。

3 広報記事を製作・掲載する地域産品の条件

次のすべての条件を満たしたものとします。なお、掲載の決定後、本要項に違反していることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

- (1) 原則、静岡県産の材料を全てまたは一部使用していること。
- (2) すでに発売を開始している、もしくは近日中に発売を予定している商品であること。
- (3) 製造、販売及び表示に係る関係法令を遵守していること。
- (4) 商標権等の知的財産権に関して問題が生じていない商品であること。

※万一、第三者より権利侵害の提訴がなされた場合は、静岡県等に発生した損害を含め、応募者自身の負担と責任において対応いただきます。

4 募集期間

令和2年8月11日（火）～令和2年8月31日（月）

5 応募方法

(1) 書類の提出

「応募申請書（様式1号）」に必要事項を記入しメールまたはFAXにて提出してください。

(2) 提出先

静岡県中部地域局地域課

メール：chubu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

FAX：054-645-1152

6 広報記事製作等の可否

募集期間内に応募申請のあった地域製品の広報記事製作等の可否については、応募内容を確認の上、中部地域局内で決定し応募者に連絡します。なお、今回募集する地域製品は概ね20品を予定しています。

7 その他

広報記事を製作等するにあたっては、住民ワーカーの取材に対応していただきます。